

令和 7 年度 第 2 回四街道市社会教育委員会議

次第

日時：令和 7 年 1 月 9 日（火）9：30～

場所：四街道市役所第二庁舎 2 階 第 2 会議室

1 開会

2 委員長挨拶

3 会議の公開等について

4 議題

（1）四街道市芸術文化振興助成金交付について

5 その他

6 閉会

令和8年度 奨励文化振興助成金交付要望申請一覧

資料 No. 1

No.	団体名 代表者・氏名	開催日時 開催場所	事業名 目的 ゲスト等	入場料 予定入場者	総経費額 助成対象額 要望金額	判断要件 (要綱・基準)
1	コール・フラーー 森川 和子	令和8年 月 日() 四街道公民館 ※日時未定 当初は4月24日を予定。公民館の修繕がため、日程は検討中。	(事業名) コール・フラーー命名40周年 記念コンサート (目的) 活動の継続を感謝すると共に、記念コンサートという形で市民の皆様に、最も楽しんでいただくことを目的とする。	入場料 無料 予定入場者 200名	207,000円 170,000円 85,000円	①要綱 ②要綱 ③基準 ④基準 ⑤基準
2	アンサンブルMOP 越部 智彦	令和8年5月29日(金) 四街道市四街道公民館 ホール	(事業名) アンサンブルMOP創立10周年 記念コンサート (目的) 高齢化により市外へ文化芸術の楽しみを求めて出かけることが難しくなった方々に身近な場所で音楽の楽しさを享受していただきくことを目的とする	入場料 無料 予定入場者 200名	220,000円 196,000円 98,000円	①要綱 ②要綱 ③基準 ④基準 ⑤基準
3	踊る街四街道ミュージックインティライミ 実行委員会 吉野 明広	令和8年5月3日(日) 四街道市都市広場	(事業名) 踊る街四街道ミュージックインティライミ (目的) 市内でのダンス音楽イベントを行い、今までにないイベントを通して四街道をより知つてもらうと共に、市民の週末の体験と思想作りの場所の創出することを目的とする。	入場料 無料 予定入場者 1000名	1,000,000円 1,000,000円 500,000円	①要綱 ②要綱 ③基準 ④基準 ⑤基準
4						



四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和元年 9月 8日

四街道市教育委員会教育長様

申請者

住所又は所在地

四街道市旭ヶ丘

団体名

コーリーフラワー

代表者氏名

森川和子(全休統括者)

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名

コーリーフラワー命名40周年記念コンサート

2 交付要望額

85,000円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- (5) 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）

【担当者連絡先】

〒284-0024

住所 四街道市旭ヶ丘

氏名 森川和子

Tel

Fax 同上

E-mail



事業計画書

事業名	コール・フラワー命名40周年記念コンサート
事業区分	企画事業 記念・周年事業
日時	令和8年4月24日(金)12:30開演 14:00終演 日時未定
会場	名称:四街道公民館ホール (1月申請、2月下旬確定のため未定) 所在地:四街道市四街道1532-17
参加者人数	200人(主催団体22人+一般参加者178人)
事業について、市民参加の度合い(市民参加型や地域連動型、教育普及効果の高さ)、公益性・公共性、(芸術性、創造性)等が審査対象となりますので、具体的に詳しく記入下さい。	
市民参加性	(市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) ・来場者は聴衆としてではなく、コンサートの出演者(共に歌唱)としての役割も担っていただく、参加型コンサートを企画している。 ・会場が狭いため、広くPRすることは難しいが「市政だよりへの掲載」「公民館等の掲示板へポスター掲示」「関係団体への案内状送付」及び団員による個人宛チラシ配布を行う。
事業目的	(助成金の活用方法や効果、開催の意義等) ・開催必要経費の一部として活用する事により年金生活者の多い当団としては負担ができる限り抑えられ、身近な場所での入場無料コンサートを市民に提供することが可能になる。 ・高齢化による不安を抱える団員が多く、減少傾向(入所状態、死亡等)が起きている。活動継続や行事実施は、団員のみならず参加者の前向きに生きようとするエネルギーの再生産に大きく資する。 ・来場者が身近な場で聞く・歌う事を通して音楽文化に親しみ、楽しむ。 ・募金を行うことによりささやかでも支援の行動を継続できる。
意義・効果	(今後の発展性等) ・身近なところで参加できるこの様な行事は、2024年3月のジョイントわになって!、2025年4月の能登半島災害支援募金チャリティーコンサートの来場者からも「皆で歌うのはとても楽しかった」「是非またやってほしい」と大好評で、要望の多さを実感した。特に一人暮らしの高齢者は家にこもってしまう人も多いようで、我々のできる形でささやかでも元気のお裾分けが出来れば幸いと考えている。 ・市内で活動している各合唱団は次の世代の参加が少なく(働き方の変化等)高齢者の頑張りがないと、一時盛んだった音楽(特に合唱)文化に黄色信号が灯ることになると危惧している。多くの市民にいろいろな場で歌うことの楽しさ、心身の健康に影響する事実を知ってほしいと願っている。また、活動への参加のきっかけになれば幸いである。

-7.9.18
文化・スポーツ課
第 号
受取

事業目的	その他	(事業の特徴や独自性、特記事項等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・前指導者宅で生まれたサークルが、「コール・フラワー」と命名し、四街道公民館で活動を始めてから40年となるため、活動を継続出来てることに感謝すると共に、記念コンサートの形で市民の皆様にも楽しんでいただけるように企画した。 ・歌う事は人の持つコミュニケーションツールとして、また心身の健康のためにもとても大切なのが、心身の衰え・パートナーとの死別などで家にこもる人が増えている昨今、出来るだけ長く、歌うを通して社会の中に居場所を作れたらと願って活動している。 多くの市民が聴き、歌えるよう、会場は従来の音楽会の形にこだわらず、現状に合わせ柔軟に工夫して企画している。 ・内容は 団演奏30分、来場者歌唱30分、ピアニスト(ゲスト)演奏10分 休憩15分、その他5分とし、唱歌・抒情歌を中心に歌う予定。 ・入場無料、ただし席数に限りがあるので、入場整理券が必要。 ・後援を四街道市教育委員会に申請予定。

事業内容	ジャンル	音楽 ・演劇 ・舞踊 ・伝統芸能 ・美術 ・文芸 ・文化財 その他 ()
	入場者見込み数	(主催者22名を含め) 200名 (事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有(円) 無 / 割引(有 無)
	広報・周知方法	①市政だよりへの掲載 ②市内公民館等の掲示板にポスター掲示 ③関係団体への案内状チラシ送付 ④団員によるチラシ配布
	後援・協賛者	四街道市教育委員会 (日時確定後、依頼予定)
	構成等	<p>コール・フラワー命名40周年記念コンサート</p> <p>時間配分 演奏会全体90分 (12:30開演~14:00終演予定) フラワーの演奏30分 来場者歌唱30分、 ピアニスト(ゲスト)演奏10分 その他5分 休憩15分</p>
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・フラワーの演奏では合唱曲を聴いて頂く。 ・来場者歌唱は童謡唱歌・抒情歌等皆が口ずさめる懐かしい曲を選び会場全体で歌う。 ・間にピアノ演奏を挟み、広く音楽の楽しさを味わって頂く。 ・これらを組み合わせて進行する。

〈お願い〉

今回、助成金申請書の提出期限が9月30日のため、会場確保がまだ出来ていません。
四街道公民館では例年前年度1月に利用希望を申請し、検討の上(公的行事の予定、利用団体の都合等)2月下旬の代表者会議で次年度の催事利用日が発表され、確定します。
それまでは会場費減免申請等も出来ない状態ですので、ご了承ください。
日時・場所未定ながらチラシサンプルを作ってみたので添付いたします。
審査のほどよろしくお願いいたします。



- 記念** ①フラーの命名40周年を記念して、音で歌える喜びに感謝し祝う。
- 目的** ②過日コンサートに来て下さり「次も楽しみにしている」の声に応え、招請を行き会員との
火を消す活動に賛するとともに、市民の一体感形成を図る。
- ③当日は会場に募金箱を置き、未だ回復復興に程遠い熊谷半島災害支援基金と、戦争により生れの
危機のさらされている子供たちのためのユニセフ基金を並設して行う(チャリティーミニ援打たれい)

役員会議案

全体会議 素川和子	
実行委員長 [REDACTED]	副委員長 [REDACTED]
会計 [REDACTED]	
入場整理係会議 [REDACTED]	
次期会議 [REDACTED]	
会場管理 [REDACTED]	
募金箱 [REDACTED]	

フラーについて
参考

コーラル・フラー規約

- 1 会員** 本会は、コーラル・フラーと称する
- 2 目的** コーラスを通じて会員相互の親睦を深め、健美をたかめることを目的とする
- 3 会員** 会員は、個々の意志を尊重すると共に、相互協力し、会の運営に積極的に
参加する
- 4 施設日** 毎週金曜日 18時から19時
- 5 会費** I 会員は、下記の会費を納入する
 入会金 1000円
 月会費 4000円 (状況により変動あり)
 公民館使用料、他として年2回別途徴収(状況により変動あり)
 年2回 4月、10月に各5000円
- II 退会して1年以内に再入会する場合は、入会金は不要とする
- III 月単位で欠席する場合は、事前に連絡する
 その場合、休会費 1000円とする 長期休会も含む
- 6 役員** 本会は、下記の役員を置き、任期は1年とする
 会長 1名 副会長 1名 会計 1~2名
 音楽のつどい 若干名
- 7 会計年度** 会計年度は、4月1日～翌3月31日迄の1年とし、翌年4月に決算報告をする
- 8 諸則** I 欠席の連絡を受けた人は、役員に報告する
 II 年度会費については、その都度役員で決定する(会員に関しては無しとする)
 III 必要に応じて額を斟酌する
 IV 本規約は、会員の三分の二以上の承認を得て改正することが出来る
- 9 その他** 本規約は、2025年6月1日より施行する



収支予算書

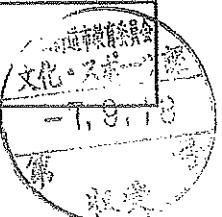
【収入の部】

区分		予算額 (単位:千円)	積算内容 (単位:円)
事業	チケット売上金		
寄付金・協賛金			
収入	プログラム等売上金		
	一般参加費		
	小計(ア)	0	
市助成金(イ)		85	
自己負担	会員参加費	122	団員1人あたり7625円×16名 =122,000円
	団体拠出金	0	
	小計(ウ)	122	
総額(ア)+(イ)+(ウ)		207	



【支出の部】

区分		予算額 (単位:千円)	積算内容 (単位:円)
助成対象経費	謝金	8	・スタッフ4名
	消耗品費	5	・封筒・アクリル等
	印刷費	25	・チラシ、ポスター(底面コピー)印刷 入場整理券、プログラム
	記録費	10	・写真、CD、DVD
	出演費	90	・指揮料30,000 ・ピアニスト伴奏・独奏料50,000 ・ゲスト演奏料10,000
	通信費	1	・切手代
	使用料及び賃借料	11	・9:00~15:00 会場使用料 ホール・視聴覚室・会議室・和室・調理室
	設営費	10	・9:00~10:00、14:00~15:00 シルバー人材センター・@1,725×3名×2回
	舞台費	8	・衣装小物材料制作代
	保険料	2	・22名分
小計(A)		170	
助成対象外経費	会議費	5	・公民館部屋利用料(会議・作業)等
	花代	27	・前指導者、前関係ピアニスト(記念のため) (名) (名) ・指導者、ピアニスト(ゲスト)
	消耗品費	2	・会議・連絡コピー代 ・文具、用紙等
	予備費	3	
	小計(B)	37	
総額(A)+(B)		207	



場所、日時は
仮定です。

参考まで添付
します。

コール・フラワー命名40周年を記念して

♪ご来場の皆様と歌う♪



コール・フラワー コンサート

2026年4月24日(金)

12:15 開場 12:30 開演

四街道公民館ホール

入場無料(ただし席数が少ないため
入場整理券が必要です)

指揮 森川和子
ピアノ 高尾愛子

後援 四街道市教育委員会

お問い合わせ おおほり ☎ 043-422-4524

留守電の時はお名前連絡先をお入れ下さい





四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和 7 年 9 月 24 日

四街道市教育委員会教育長様

申請者

住所又は所在地

四街道市人座

団体名

アンサンブル M OF

代表者氏名

越部智彦

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 アンサンブル M OF 創立 10 周年記念コンサート

2 交付要望額 98,000 円

3 添付書類

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 規約・会則等、会員名簿
- ④ 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- ⑤ 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）

【担当者連絡先】

〒284-00

住所 四街道市旭ヶ丘

氏名

坂本厚子

Tel

Fax

同上

E-mail

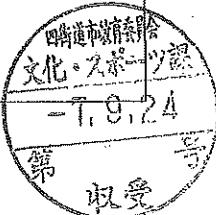


事業計画書

事業名	アンサンブルMDF創立10周年記念コンサート	
事業区分	企画事業 ◉記念・周年事業	
日 時	2026年5月29日(金) 午後2時開演(終演予定)	
会 場	名称 四街道公民館 ホール (収容定員 200名) 所在地 四街道市四街道 1532-17	
参加者人数	約 200人 (主催団体 2人 + 一般参加者見込179人)	
事業について、市民参加の度合い(市民参加型や地域運動型等、教育普及効果の高さ)、公益性・公共性、(芸術性、創造性)等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。		
事業目的 【意義・効果】	市民参加性 (市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) コンサートは団員の合唱とピアニストのピアノ演奏に力を貸す。市民の来場者の皆様と共に歌う、プログラムを企画している。 (呼びかけ) ・市内で音楽活動をしている団体("音楽のつどい"、公民館まつりパルセ)に案内状を出す。市内の3公民館、文化センター、わくわく里の催事案内ラックにチラシを挿む。団員が友人知人と語る。	
	公益性・公共性 (助成金の活用方法や効果、開催の意義等) (活用方法・効果) コンサート開催は、団員の参加が目的で行うため、団員の高齢化、人數の減少により運営資金の捻出には、苦慮している。助成金の援助を受けられることで、団員の金銭的負担が軽減されるので大変有難い。 (意義) 高齢化による市外へ文化芸術の楽しみを求めておゆみとか葉山くらぶの方々が、身近な場所で音楽の楽しさを享受していくだけではないかと思う。	
期待される効果	(今後の発展性等) (効果) 目標を持って練習に取り組むことによる新しいことへの意欲、チャレンジ精神を涵養し、目標達成後の満足感・幸福感が団員の心と身体の健康に繋がること。一方、コンサートにご来場の皆様には、幅広い音楽の世界をひとつ大きな楽しみにしてくれることにより、心の安らぎや、今と生きる元気を感じさせていただけると考える。	
その他	(事業の特徴や独自性、特記事項等) 私たちアンサンブルMDFは、作曲家 村井音文先生、ピアニスト 飯田浩恭先生と指導者にを迎える。整った混声の美しいハーモニー(音文ワード)を目指し、学び続けている10年の節目に当たり、開催する記念コンサートです。 団員すべてが高齢者となりましたから、歌唱を愛し、学び、樂しう姿勢は愈々當時と変わらず、意気盛んです。 高齢ながら歌い続ける私達と市民の皆様にご聴いたとき、歌声とお聴きいただき、そしてお活力とお届けできればうれしいと思ふ。	



	ジャンル	○音楽・演劇・舞踊・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他()
	入場者見込数	名(事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有() 円 無 / 割引(有・無)
	広報・周知方法	・公民館(四街道、旭、千代田)、文化センター、わろうべの里の催事案内ラックにチラシを挟む。団員や友人、知人と語る。 ・音楽団体「音楽のつどい」四街道公民館まつりに出演(1回)に案内状とあわせ
事業内容	後援・協賛者	四街道市教育委員会の後援をいただく(予定)
		(演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。)
	構成等	<p>アンサンブル M0F創立10周年記念コンサート</p> <p>団員の混声合唱、ピアニストによるクラシックピアノ演奏、</p> <p>来場者と共に歌うコーナーを設けた音楽会。</p> <p>合唱、宗教曲から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アヴェマリア ハバハ 他2曲 ・もう一度歌いたい歌 群青 他3曲 ・新しい日本の歌 あじき、 他3曲 <p>ピアノ独奏 飯田浩尊先生 (演奏曲未定)</p> <p>皆と一緒に歌いましょう 2~3曲(曲名検討中)</p>
その他・特記事項		<p>演奏会当日は四街道公民館の部屋と9:00~17:00迄全室貸切りにて利用。</p> <p>(公民館ホールは防音設備が無いため、リハーサル・本番は他室の物音が演奏の防げになる)</p>



収支予算書

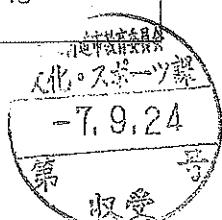
【収入の部】

区分		予算額 (単位:千円)	積算内容 (単位:円)
事業収入	チケット売上金		
	寄付金・協賛金		
	プログラム等売上金		
	一般参加費		
	小計(ア)		
	市助成金(イ)	98	
自己負担	会員参加費	122	$9406 \text{ 円} \times 13 \text{ 人} = 122,278 \text{ 円}$
	団体拠出金	0	
	小計(ウ)	122	
総額(ア)+(イ)+(ウ)		220	



【支出の部】

区分		予算額 (単位:千円)	積算内訳 (単位:円)
助成対象経費	出演費	120.	指揮者 65,000 円 { 当日指揮 リハーサル ピアニスト 57,000 円 { 当日ピアノ伴奏 リハーサル ピアノ独奏
	謝金	23.	スタッフ 4人 8800 円 会場設営、撤去 (300-人材費) 4400 円 公民館全室 (9:00~17:00) 13880 円
	会場使用料	14	チラシ、整理券、70枚 14,960 円
	印刷費	20.	CD 制作、写真 20000 円
	記録費	10	楽譜カバー等 10000 円
	消耗品費	3	樂譜カバー等 3,000 円
	通信費	2.	郵便切手代 2,000 円
	保険料	2.	当日出演者、スタッフ 1,000 円
小計 (A)		196	196,560 円
助成対象外経費	花代	12	指揮者、ピアニスト、花束 12000 円
	予備費	12	{ 会議、作業用部屋代 事務用品等 12000 円 }
小計 (B)		24	24,000 円
総計 (A) + (B)		220	220,560 円



アンサンブルMOF規約

第一章 名 称

第一条 本団は「アンサンブルMOF」と称する。

第二章 目 的

第二条 本団は合唱音楽の楽しみとその技術向上および地域社会における合唱音楽文化水準の向上に寄与することを目的とする。

第三条 本団は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 合唱練習
- 2 地域社会の合唱行事への参加
- 3 その他目的達成のために必要な活動

第三章 団 員

第四条 団員は、本規約を認め、その活動を共にする合唱愛好者とする。

第五条 団員は、団の活動・運営に対して、自由に発言し得ると同時に各々団の発展に努めなければならない。

第六条 本団への入団及び退団は別途定める規定による。

第四章 機 関

第七条 本団に総会及び役員会をおく。

第八条 総会は本団の最高議決機関であり、団員をもって構成される。

第九条 総会は年一回以上、役員会がこれを招集しなければならない。

第十条 総会は団員総数の過半数の要請、あるいは役員会の決定があった場合に、招集されなければならない。

第十一条 総会は委任状によるものを含め、過半数の出席をもって成立する。

第十二条 総会の議長は出席者の互選により選出する。

第十三条 総会の議決は、委任状を含め、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第十四条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- 1 規約に関する件
- 2 役員の選出に関する件
- 3 会計に関する件
- 4 活動に関する件
- 5 指導者に関する件



6 その他重要な事項

第十五条 役員会は総会の信託に基づき、本団の運営に必要な事項の決定・実施を行う。

第五章 役 員

第十六条 本団に役員4名をおく。 役員会――

第十七条 役員は総会において選出するものとし、その任期は一年とする。但し再任は妨げない。

第十八条 役員は互選により代表及び副代表、会計各一名を選出する。

第六章 会 計

第十九条 本団の経費は、團費をもってあてる。

第二十条 团費は別途定める團費規定による。

第二十一条 会計年度は、総会より一年とする。

第七章 規約改正

第二十二条 本規約の改正は、委任状も含め、総会の出席者の過半数をもって成立する。

本規約は平成26年6月13日、本団の総会において作成決定した。

以 上

アンサンブルMOF参加者名簿

(令和7年5月23日修正)

指揮者	氏名	〒	住所	固定電話	ペーツ	携帯電話
ピアノ						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

前回のテラシ

アンサンブル MOF

コンサートⅢ

～オトフミワールドを皆さんと共に～

指揮 村井音文

ピアノ 飯田浩孝

平穏な日常への祈りを
ドイツミサ曲（シューベルト）より

祖国を懐う人を想って

フィンランディア

モルダウの流れ 他

特別演奏

展覧会の絵（ムソルグスキー）より

メンデルスゾーンに魅せられて

緑の森よ

歌の翼に 他

令和6年5月31日(金)

14:00開演(13:30開場)

四街道公民館ホール

入場無料(入場整理券が必要です)

お問合せ:越部 043-423-4024

三井 043-233-0872



四街道市芸術文化振興助成金交付要望書

令和7年9月25日

四街道市教育委員会教育長様

申請者

住所又は所在地

四街道市四街道

団体名

踊る街四街道ミュージックインティライム
会員登録

代表者氏名

吉野 明志

TEL

【携帯】

下記の事業について助成金の交付をうけたいので、関係書類を添えて要望いたします。

記

1 事業名 踊る街四街道 ミュージックインティライム

2 交付要望額 500000 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約・会則等、会員名簿
- (4) 活動内容の分かる資料（チラシ・パンフレット等）
- (5) 市外開催に係る理由書（市外開催の場合のみ）



【担当者連絡先】

〒284-00

住所 四街道市四街道

氏名 吉野 明志

Tel

Fax

E-mail

	ジャンル	音楽・演劇・ <u>舞踊</u> ・伝統芸能・美術・文芸・文化財 その他()
	入場者見込数	1500名(事業が複数の場合は延べ人数)
	入場料の徴収	有() 円・ <u>無</u> / 割引(有・無)
	広報・周知方法	市内の公民館・自治会掲示板・かどりん板・ 小、中、高における地域のお店にポスター・フライヤー掲示
事業内容	後援・協賛者	四街道市教育委員会 約ダンス団体
	構成等	(演目や曲目、特別出演者、展示作品の種類や点数等、事業の内容を具体的に記入下さい。) (各主ダンス発表) ・キッズ HIP HOP、キッズチャタダンス、JAZZ ダンス ・よさこい、あわ踊り、 ・アフリカンダンス (ダンスレクチャー) 参加の者皆でパレードダンスを踊るワークショップ (パレードダンス) ダンス団体や皆でパレードを踊ります、一般参加者可能 (ランタン打ち上げ) 夕方から四街道の夜空に音楽とともにランタンを打ち上げ
	その他・特記事項	



収 支 予 算 書

【収入の部】

区 分		予 算 額 (単位:千円)	積 算 内 容 (単位:円)
事 業 収 入	チケット売上金	200 千円	出演者 2000 円 × 100 人 = 200000 円
	寄付金・協賛金	5 千円	
	プログラム等売上金	175 千円	ランタン 3500 円 × 50 人 = 175000 円 (ランタン販売)(使用料)
	一般参加費	120 千円	キッチンカー 15 台 8000 円 = 120000 円
小 計 (ア)		500 千円	
市助成金 (イ)		500 千円	
自 己 負 担	会員参加費		
	団体拠出金		
小 計 (ウ)		0 円	
総額 (ア) + (イ) + (ウ)		1000 千円	

【支出の部】

区 分		予 算 額 (単位:千円)	積 算 内 訳 (単位:円)
助成対象経費	(賃借料)		
	スピーカー	150 千円	8台音響システム
	ランタン	125 千円	ランタンレンタル 2500円×50個=125000円
	テーブル	60 千円	テーブル、椅子 30×2000円=60000
	テント	75 千円	テント 75000円
	ダンスマット	45 千円	ダンスマット
	(委託料)		
	音響スタッフ	50 千円	25000円×2人(音響会社スタッフ)
	誘導スタッフ	150 千円	誘導スタッフ 10000円×15人=150000円(イベント会社派遣スタッフ)
	MC	20 千円	(MCイベント会社派遣)
	DJ	20 千円	(DJイベント会社派遣)
	運営スタッフ	100 千円	(イベント会社派遣) 運営ディレクター2人=50000円
	(制作依託費)		
	チラシ、ポスター	100 千円	ポスター、チラシ制作
	旗	60 千円	旗作成
	会場使用料	45 千円	市民広場、電気代金 45000円

事業計画書

事業名	踊る街 四街道 ニュージャイティミ	
事業区分	企画事業 記念・周年事業	
日 時	2026年 5月 3日	
会 場	名称 市民大湯 四街道市都市大湯 (収容定員 1000名) 所在地 四街道市中央	
参加者人数	約 100人 (主催団体 50人 + 一般参加者見込 50人)	
事業について、市民参加の度合い（市民参加型や地域連動型等、教育普及効果の高さ）、公益性・公共性、（芸術性、創造性）等が審査対象になりますので、具体的に詳しく記入下さい。		
事業目的	市民参加性	(市民にどのように参加してもらうのか、どのように呼びかけるのか等) 動画撮影・オリジナルダンスを作成・参加して貢献、学校で 音楽アーティストにオファー・四街道で音楽体験 ・参加者、団体さんとネットワーク作りなど行う。 ・市内の小、中、高校に、フライヤー・ポスター掲示、(四街道のダンスイベント) ・ランタンを体験して貢献。
	公益性・公共性	(助成金の活用方法や効果、開催の意義等) マルシェ、キッチンカー売上げ、ダンススタジオの交流、利益、思慮の 環境作り。 市民の週末の体験と思い出作りの場 (ランタン、ハートなど) 市街からの人や集まり、市内にお金や回る。
【意義・効果】	期待される効果	(今後の発展性等) 市内で「ダンス音楽パレード」を行い、今までにないイベントを通じ 四街道をよりっと知ってもらおう、地元商店、ショッピングモール との連携を行い、集客を行おう ハートを毎年の目玉にして、徳島のよき祭りのようにならう 市外から人が集まり、街にお金が回るイベントにして行く
	その他	(事業の特徴や独自性、特記事項等) ・踊りと音楽がメインのイベントは四街道にあります ・またダンスパレードを通して多くの参加者が踊る 事によりさまざまなダンス団体が集まります ・子供達のダンスの体験の場、地域の人達が 踊り合いつかがれる参加出来る太陽の祭りになります

(2ページ)



ミュージックインティライミ実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、「ミュージックインティライミ実行委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、四街道市民広場で開催する「ミュージックインティライミ」の円滑な開催及び運営を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ミュージックインティライミの企画及び運営に関すること
- (2) 関係者及び関係団体との連絡調整に関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

(役員)

第5条 委員会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(職務)

第6条 会長は、委員会の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、事業の執行状況及び会計について監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、この事業完了後の決算総会までとする。

(委員会)

第8条 委員会は、会長が招集し会長が議長を務める。

- 2 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業の基本的な方針に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること

(3) その他重要事項に関すること

(経費)

第9条 委員会の経費は、助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(専決処分)

第11条 委員会を招集するいとまのない緊急な事項については、これを会長が専決処分することができる。

(事務局)

第12条 委員会は、事務局を四街道市四街道3-8-35内に置く。

2 事務局長は、会務を統括し、出納の責任者とする。

(権限の委任)

第13条 会長は、事務局長に対してのミュージックインティライミ実施にかかる契約の締結に関する事務を委任することができる。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和8年1月1日から施行する。

別表

役員（第5条関係）

役職	氏名	所属及び役職
会長	吉野 明広	株式会社 CROWN エンターテインメント
副会長		
委員		
委員		
委員		
監事		

事務局（第12条関係）

職名		所属
事務局長		
事務局		

踊る街四街道 MUSIC INT'LIMI 2006

ダンスで四街道を元気に！ランタンとライブ体験を



概要

日浦の街 四街道

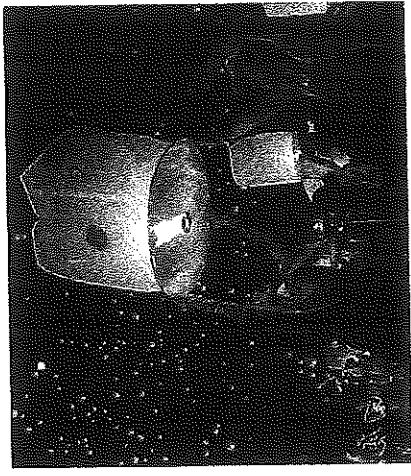
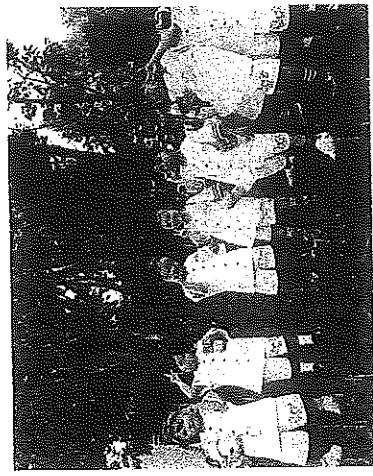
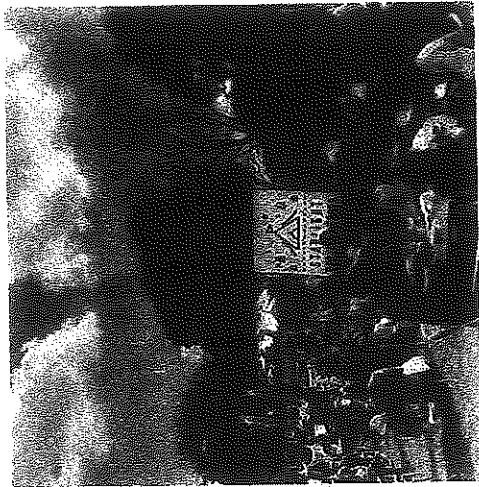
MUSIC IN THE MIYASHITA

日程：5月3日（日）四街道

10時～20時

会場に、四街道本通り、
地域で、子供たちが、笑顔の魅力が現れ、町おこしを行つ

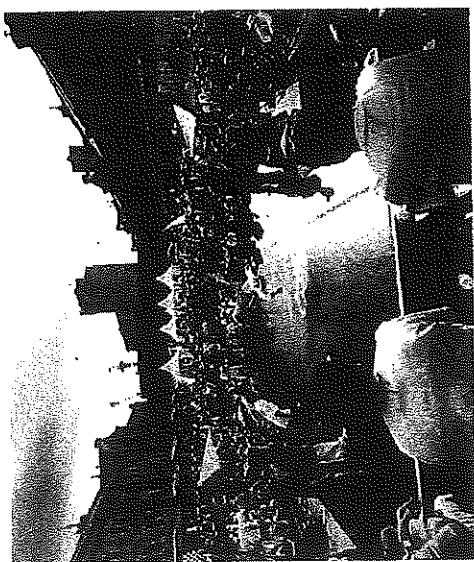
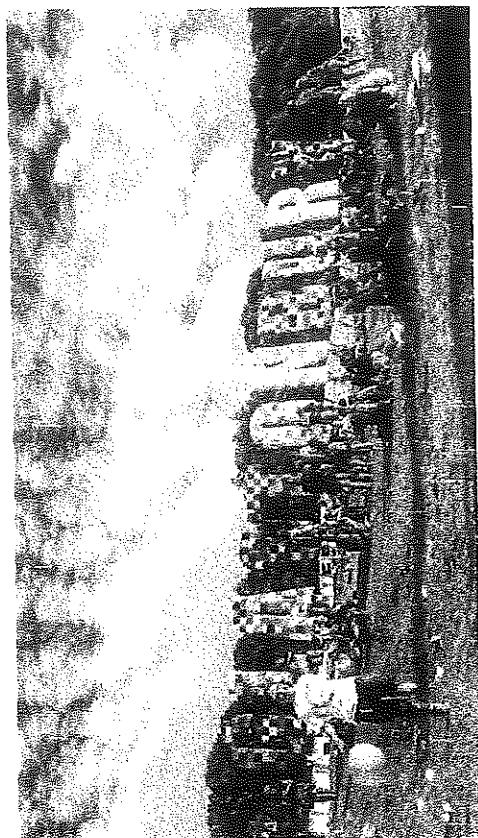
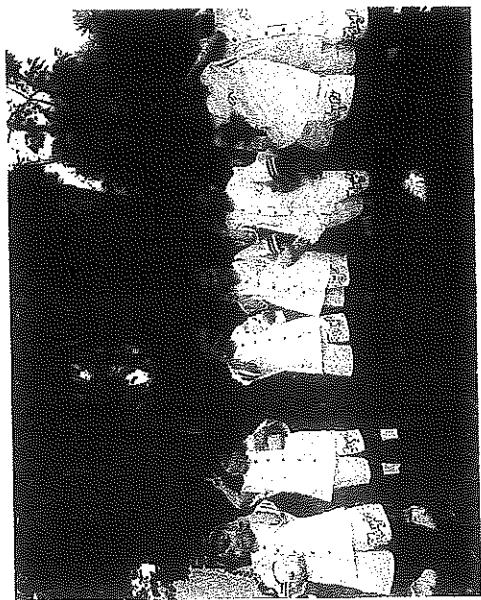
アーティスト：ダンス&音楽
子供たち：ダンス＆パフォーマンス
会場：映画上映会
それ：静かで音楽を楽しむ、シルクエット





MUSIC INTIMI
INTIMI

(ダンス、歌)

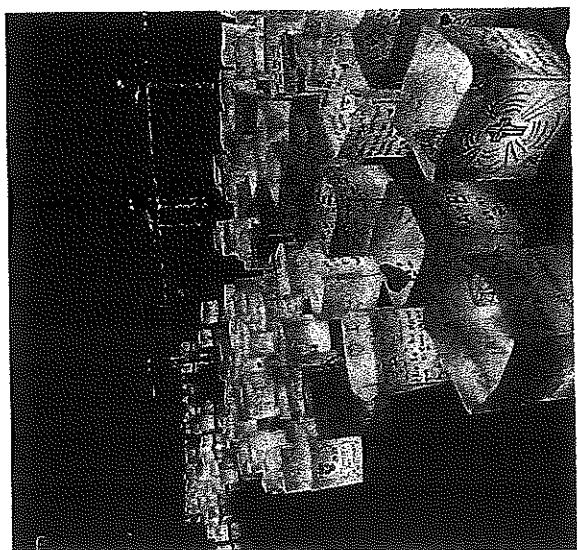
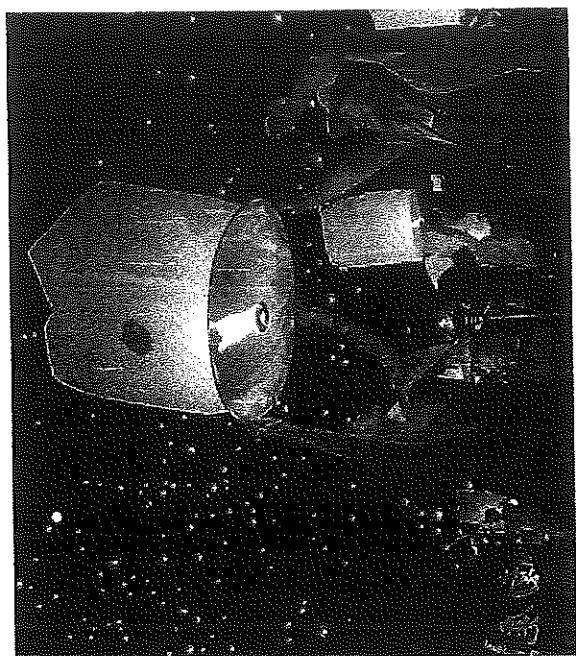
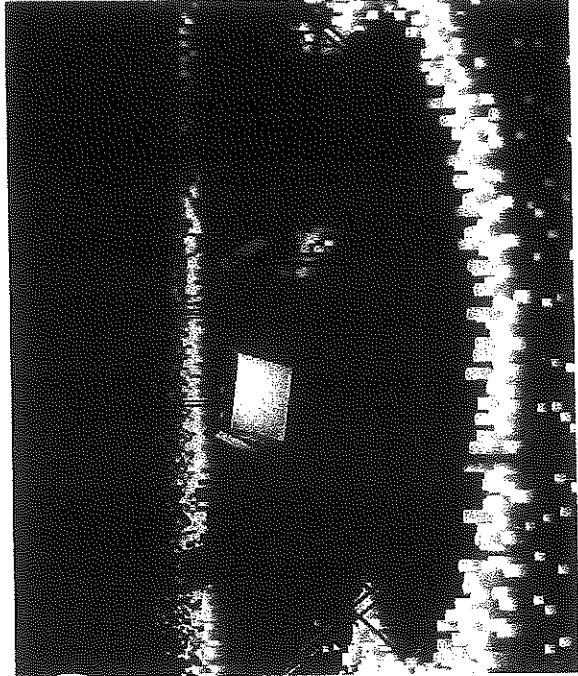




音楽のアーベント

大人3500円

夢をのせるスカイランタン



来場者属性



■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代以上

リーチ数

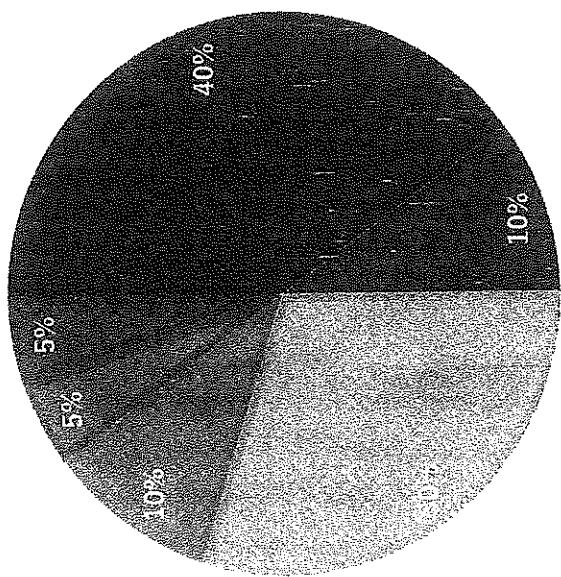
集客人数

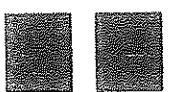
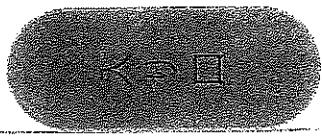
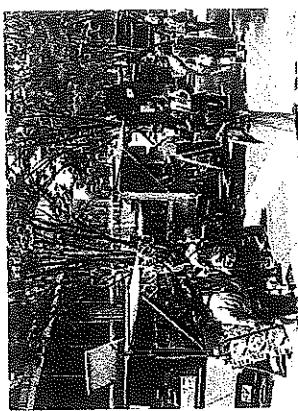
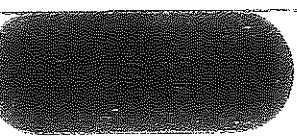
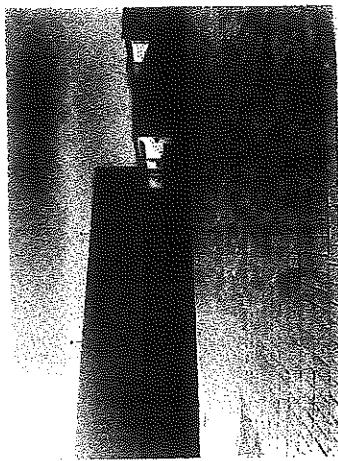
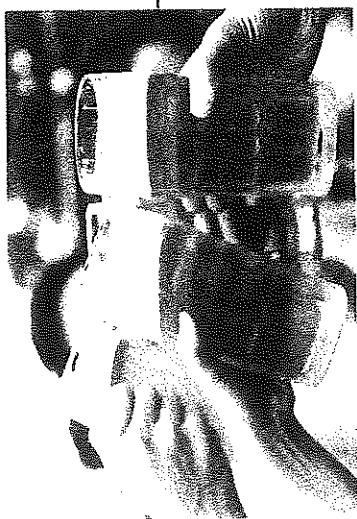
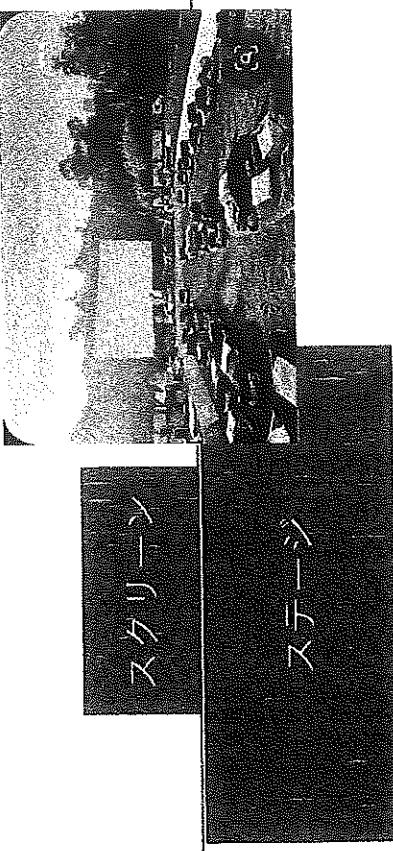
年齢層

参加者

★団体名

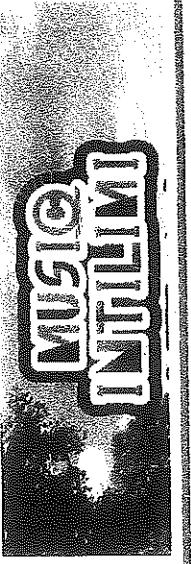
など市内キッズダンス20団体





屋台

役割



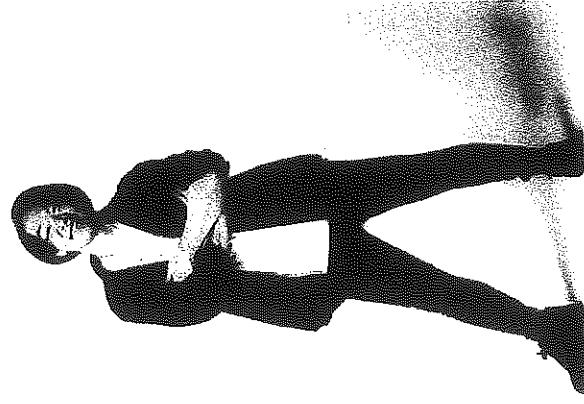
役割	人数	役割	人数
運営	6名	プロデュース、ディレクション、營業、経理	
舞台監督	1名	舞台統括	
音響	2名	音響	
受付	4名	受付、物販販売	
誘導警備	15名	場外、舞台案内	
設営	10名	舞台設営	
装飾	5名	アート装飾	
スタイルリスト	1名	スタイルリング	
カメラマン	1名	映像、動画	
救護	1名	怪我対応	
合計	45人		

お問い合わせ先



ミュージックインティライミ

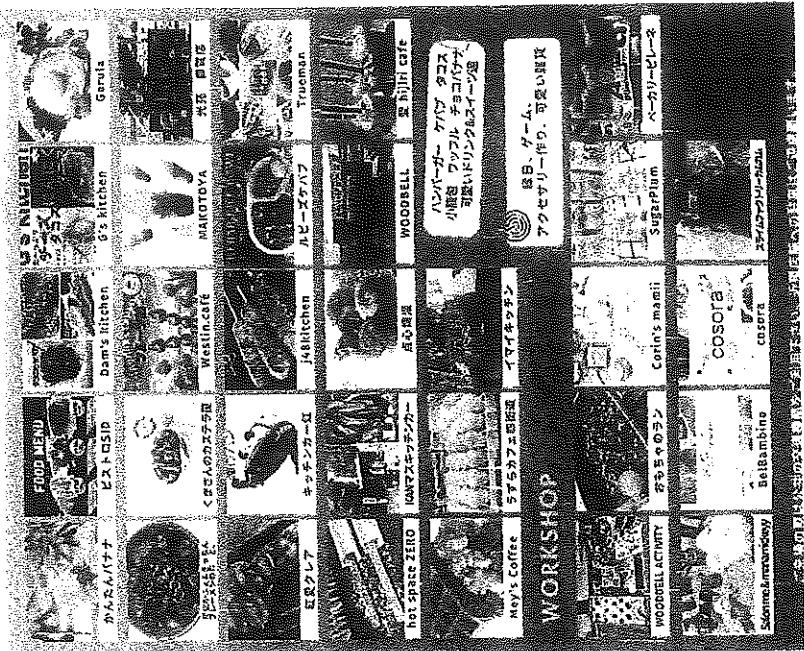
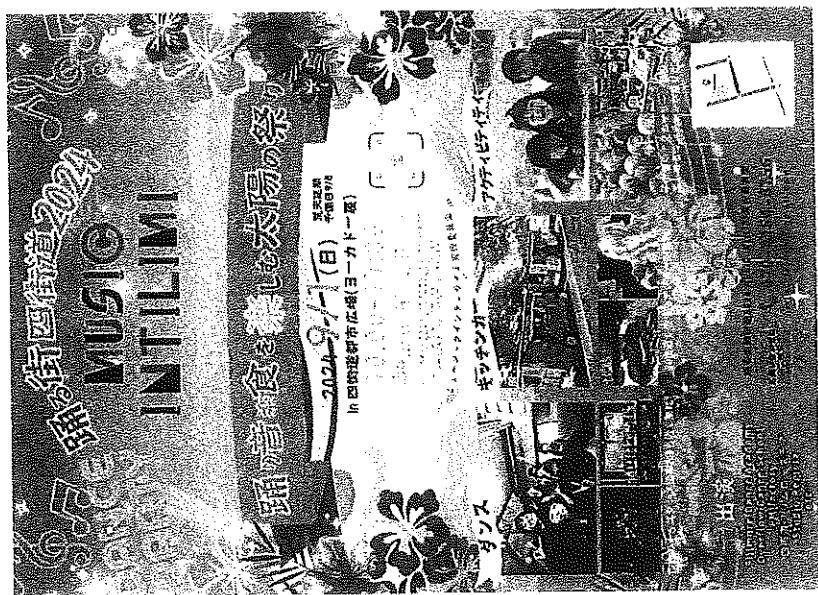
実行委員会
スパンサー担当：吉野
acky0622@yahoo.co.jp
090-5561-6863



株式会社CROWNエンターテインメント代表取締役
(プロデューサー、プロダンサー)
ダンス講師歴15年 延4000名の子供達にダンス指導
ダンスイベント、ダンスコンテスト2000名のイベント主催、
パシフィコ横浜講演会、横浜アリーナ講演会スタッフ
BOTY2023ブレイクダンス世界大会ゲスト出演
中国ゲストダンスパフォーマンス
レペゼンツオックスアリーナライブバックダンサー出演
ユニバーサルスタジオジャパン5周年パレードダンサー
ウォーターワールドショーアウト、リンクカーンサマーズ大竹バースデイパレード出演
横浜スタジアムTUBEバックダンサー、
ミュージックステーションスペシャルライブL'Arc-en-Cielバックダンサー
東京ガールズコレクション DJ OZUMA(オズマ)バックダンサー
チャンギングソク東京ドームライブ出演
マイケルジャクソントレビュートライブサポート
日本スポーツ協会公認市川市スポーツリーダー、RYT 200 ヨガ講師資格取得
ジュニアカウンセラー、親子カウンセラー資格、各種カウンセラー資格取得

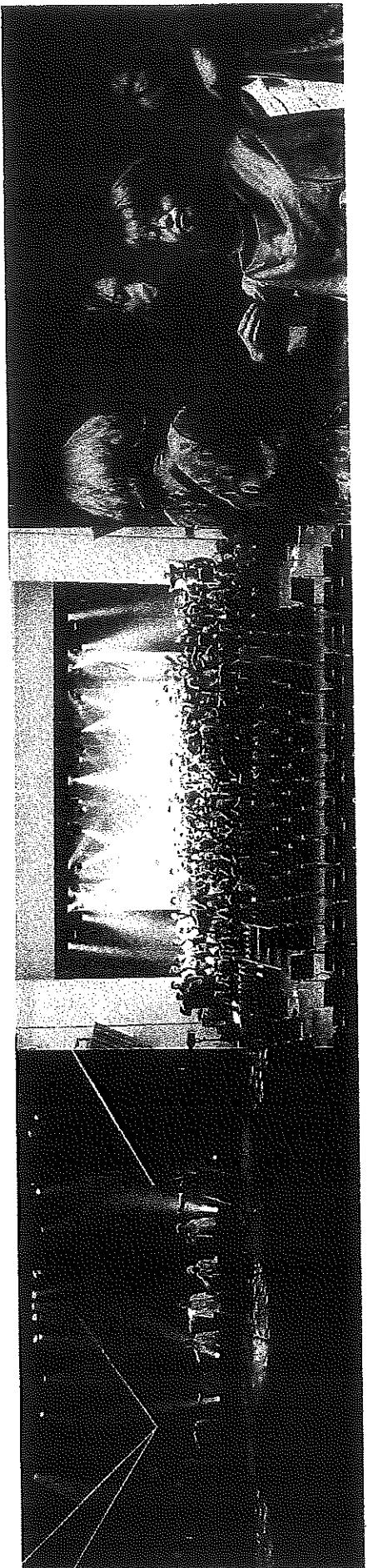
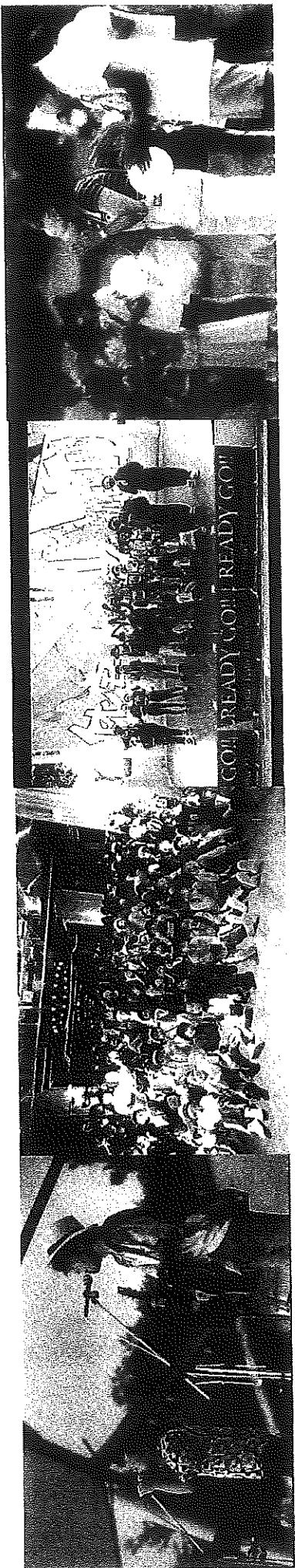
アライヤー

市内、幼稚園、小学校、公民館、飲食店など100カ所掲示

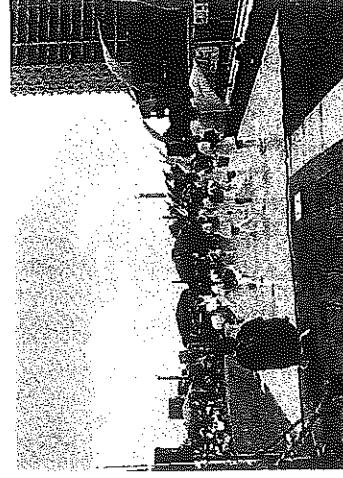
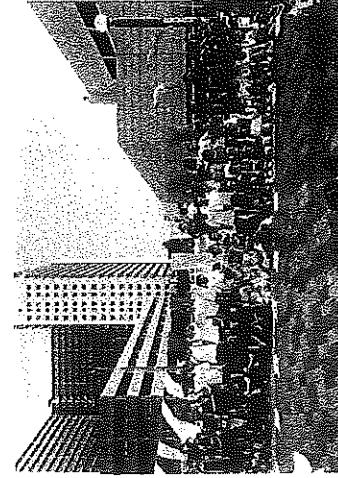
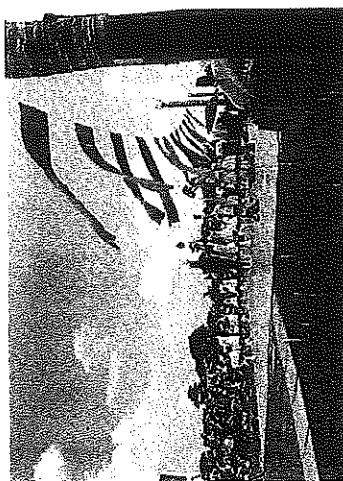
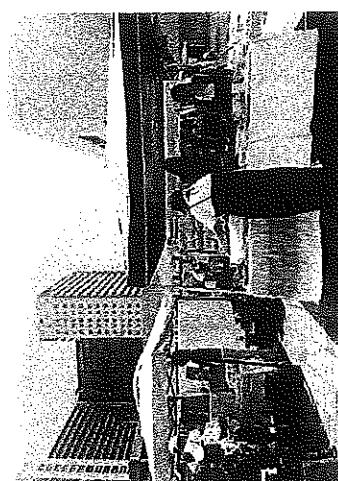
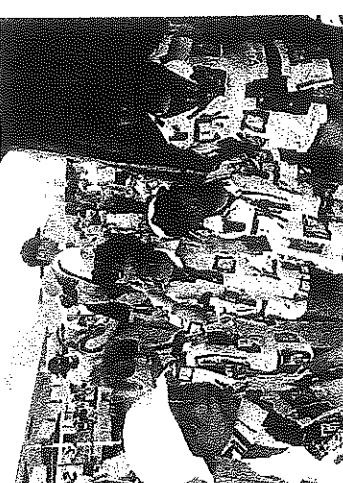
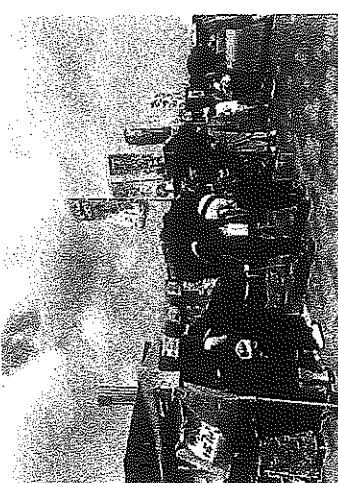
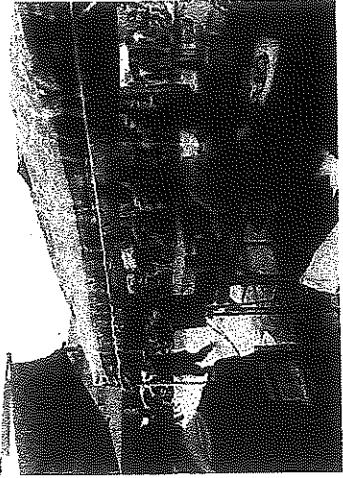
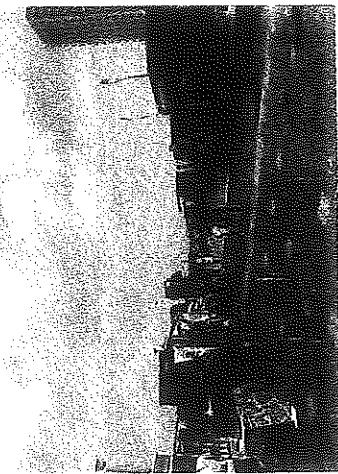


過去イベント

READY GO !! 2022年：来場者3000名
ミュージックインティライミ2021年：来場者300名
リレーシヨン2022年：来場者500名



2024年開催催眠る街四街道の様子



卷之三

○四街道市芸術文化振興助成金交付要綱

平成6年3月28日

告示第49号

(趣旨)

第1条 市長は、芸術文化の振興を図るため、市民が行う芸術文化活動に要する経費について、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、当該年度の予算の範囲内において四街道市芸術文化振興助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる活動（以下「事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、政治的又は宗教的な宣伝意図を目的とする事業及び営利目的が顕著な事業は対象としない。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の公演又は公開
- (2) 美術の展示及び関連活動
- (3) 文芸、映像芸術の創造又は公開
- (4) 伝統的建造物、遺跡等を保存し、又は活用する活動
- (5) 民俗芸能を保存し、又は活用する活動
- (6) 文化財の保存技術又は伝統工芸技術の伝承又は復活のための活動

2 前項に規定する事業は、市の区域内又はこれに隣接する市の区域で実施するものに限るものとする。

（平21告示63・平25告示37・一部改正）

(対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1事業につき500,000円を上限とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市の区域内で実施する事業 助成対象経費総額の2分の1以内の額
- (2) 市に隣接する市の区域で実施する事業 助成対象経費総額の4分の1以内の額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平16告示136・平21告示63・平25告示37・一部改正）

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、芸術文化振興助成金交付申請書（様式第1号）を当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、芸術文化振興助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者は、事業計画等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、芸術文化振興助成金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、助成金の交付決定の内容を変更し、又は一部若しくは全部を取り消すことができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、芸術文化振興助成金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算（見込）書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により助成事業の完了に係る成果の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付の決定と適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、芸術文化振興助成金交付確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、芸術文化振興助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付方法)

第11条 助成金の交付方法は、前条に規定する請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

(平23告示55・旧附則・一部改正)

(失効等)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る助成金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

(平23告示55・追加、平26告示65・平27告示42・平30告示49・
令3告示32・一部改正・令6告示60)

附 則（平成16年告示第136号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年告示第63号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第55号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第37号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第65号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年告示第49号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年告示第55号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第32号）

附 則（令和3年告示第156号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができます。

別表(第3条第1項)

芸術文化振興事業助成対象経費一覧

項目	内容
謝金	講師謝金、編集謝金、調査謝金、原稿執筆謝金、会場整理員賃金等
旅費	交通費等
消耗品費	事業用消耗品費等
宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り等)、立看板費等
印刷費	プログラム・パンフレット印刷費(無料配布する場合)、図録印刷費(無料配布する場合)、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、報告書印刷費、資料印刷費等
記録費	録画費、録音費、写真費等
委託費	調査委託費、人形・楽器・衣装等製作委託費等(特に認められた場合に限る。)、公演委託費等
資料等購入費	資料購入費等
原材料費	資材購入費等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、稽古ピアニスト料、調律料、写譜料、楽器製作料等
通信費	通信連絡費、運搬費等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
使用料及び賃借料	会場使用料(付帯設備費を含む。)、楽器借上料、器具等借上料、作品借上費、機器借上料、道路使用料、駐車料等
設営費	会場設営費、展示工作・撤去費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、照明費、効果費等
保険料	保険料等
保全・補修費	町並み等の保全・補修経費等

四街道市芸術文化振興助成金交付に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、四街道市芸術文化振興助成金交付要綱（平成6年告示第49号。以下「要綱」という。）第6条の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱の例による。

(基準)

第3条 要綱第1条に規定する「市民が行う」とは次に掲げるものをいい、審査の際は第1号に該当するものを優先するものとする。

- (1) 市民自らが要綱第2条第1項に規定する事業を行うもの
- (2) 市民自らは要綱第2条第1項に規定する事業を行わないが、事業の企画や運営に参加するもの

第4条 要綱第2条第1項に規定する事業について、次に掲げる事業に該当するものを優先する。

- (1) 企画事業（実行委員会等を組織して行うものとする。）
 - (2) 記念事業、周年事業（おおむね10周年以上のものとする。）
- 2 要綱第2条第1項ただし書の規定のほか、次に掲げる事業については要綱の助成金の対象からは除くものとする。
- (1) 学校、企業、職能団体及びこれらに準ずる団体が行う活動
 - (2) 教授所、教室等が行う稽古事等の発表活動
 - (3) 団体の総会、集会等の活動
 - (4) 販売、出版、寄付等を目的とした活動
 - (5) 要綱の助成金のほかに公的な機関から補助金や委託費等が支出されている事業

第5条 要綱第2条第2項に規定する事業の実施区域の優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 四街道市の区域内
 - (2) 四街道市に隣接する市の区域
- 2 前項第2号に規定する区域で助成金の交付対象となる活動は、記念事業及び周年事業のみとし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 国・県等公共団体により依頼があった場合

(2) 施設の工事等により市内での会場の確保が困難な場合

(3) 市長が特別に認める場合

第6条 要綱第3条に規定する助成対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公演及びリハーサル、ゲネプロなどの直接的経費とし、練習に係るものは除く。

(2) 主催団体の構成員に支払われる経費（賃金、謝金、手数料、委託料、交通費）は除く。

(3) 主催団体又は、個人の所有となる備品（楽器、楽譜、事務機器、衣類等）は除く。

第7条 要綱第4条第1項に規定する助成金の額については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企画事業は50万円を上限とする。

(2) 記念事業、周年事業は20万円を上限とする。

(審査)

第8条 要綱第6条に規定する審査に当たっては、四街道市社会教育委員の審議を経るものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号については、平成26年度以降の適用とする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。